

会報 あんぜん

発行者

気仙地区危険物安全協会
大船渡地区消防組合
消防本部内
TEL 27-3555

令和2年度危険物安全週間推進標語

訓練で
確かな信頼
積み重ね

『年頭のご挨拶』

会長 吉田 正弘

(株式会社八木又商店 代表取締役社長)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新しい年を健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、常日頃は当協会の運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により、当協会の活動も自粛や規制の中で活動せざるを得ない状況下の一年でありました。会員の皆様におかれましては特別の環境下で難しい対応に追われながら、危険物施設の安全確保に努められた年と感じております。

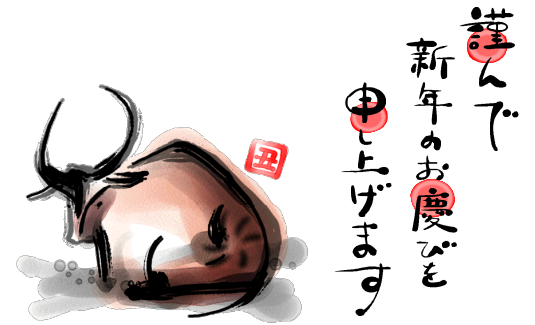
毎年の様になりゆく環境の変化に驚きを感じながらも、社会と豊かな生活を営むうえで必要な石油製品を安全に取り扱う事が使命であります。

また、日頃からの危険物施設への注意喚起と訓練による安心と信頼を確保していく事が重要です。

当協会では、今年も消防当局のご指導、ご協力を賜りながら危険物による災害防止の啓蒙、普及に全力で取り組み、災害や事故のない安心安全な地域づくりを推進して参りたいと思います。

会員の皆様には今後とも危険物施設の適切な維持管理と自主保安体制の確立に一層のご尽力をお願い申し上げます。

結びに、本年も消防当局の一層のご指導、ご協力をお願い致しますと共に、会員の皆様の益々のご繁栄、ご健勝をご祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



新規加入事業所紹介

令和2年9月10日よりけせんプレカット事業協同組合様（地下タンク貯蔵所）が当協会へ入会されましたのでご紹介いたします。

令和2年度事故防止啓発品の配布

令和2年度の事業として、危険物の事故防止を目的とした「危険物事故防止啓発マグネットシート」を各会員事業所へ配布いたしました。

会員の皆様におかれましては、危険物の取扱い業務従事者の重要性をいただき、日常点検の徹底や作業員の安全への意識を高めていただきますよう宜しくお願いいたします。



～事故防止啓発品の配布の様子～
太平洋セメント(株)大船渡工場 様

第4回危険物取扱者試験実施について

- 危険物取扱者試験日 令和3年3月20日(土)《盛岡市》
- 願書受付期間 令和3年2月8日(月)～2月15日(月)

願書の取りまとめについて
2月12日(金)までに持参した分については、一括送付します。(気仙地区危険物安全協会会員に限り)

※2月16日(火)以降に持参した分については、各自郵送となりますのでご了承ください。

ガソリンが混入した軽油の販売事案について

1 発生日時 ・ 混入日時：令和2年 10月 19日（月）11時 45分頃
販売日：令和2年 10月 19日（月）から 10月 26日（月）まで

2 発生場所 岩手県内の営業用給油取扱所

3 概要 (1) 混入発生の経過

移動タンク貯蔵所の運転手（危険物取扱者）が当該給油取扱所に軽油を荷卸しする際、移動タンク貯蔵所の弁（荷卸し配管に設置されている中間バルブ）の開閉が不完全であったため、軽油にガソリンが混入した。移動タンク貯蔵所の運転手は、軽油にガソリンが混入したことを認識していたが、給油取扱所にこの事実を報告せず帰社した。また、給油取扱所の従業員（危険物取扱者）は、当該荷卸し作業において必要な立ち会いを行っていなかった。

(2) 混入発生後の経過

給油取扱所では、ガソリンの混入した軽油を 10月 19日から 10月 26日 までの間に 238件（15,465L）販売したが、危険物保安監督者は、専用タンクの在庫量と荷受量が合わないことに気づき、専用タンク内の在庫の成分を分析したところ、10月 27日、軽油にガソリンが混入していることが判明。同日、消防機関へ軽油へのガソリンの混入を報告した。また、10月 29日、石油元売会社から混入事案の発生と対応について公表されている。

給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業について、火災や流出事故の発生を防止するため、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者が相互に立ち会い、適切な手順に沿って作業を行うことが必要です。各会員事業所におかれましては、下記事項について従業員の方々へのさらなる徹底をお願いいたします。

《留意事項》

- 1 単独荷卸しを行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。
- 2 (1) 給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸し作業に際して、危険物の品名、受入タンクの注入口、受入量等について相互に確認すること。
(2) 移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所の各タンク室に積載している危険物の品名、数量等を再確認するとともに、適切な手順に沿って荷卸し作業を行うこと。
(3) 給油取扱所の危険物取扱者は、荷卸し終了時には、地下タンクの危険物の量を確認すること等により、適切に荷卸しを実施されたことを確認すること。

賛助会員広告



株式会社 岩手環境保全

Tel.0192-27-1162 Fax.0192-27-0567

〒022-0004 岩手県大船渡市猪川町字久名畑 86-5

廃棄物処理・リサイクル・環境器機販売など、
環境保護に関わる事業に取り組んでおります。

タツノはこれからも、環境保全、給油の安全性、
経済性への貢献を通じて、
より良きパートナーとなるために、
さらなる努力を重ねてまいります。

株式会社 **タツノ** 東北支店 盛岡営業所

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮6-34-2

TEL 050-9000-0675 FAX019-636-0234

